

毎週月、水、金曜日発行

# 富 山 県 報

平成25年12月20日

金 曜 日

第 3706 号

## 目 次

### 規 則

- 富山県麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する規則 1

### 告 示

- 庁舎等の清掃、設備保守等の役務の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等 2
- 特定第2号漁業者に係る共済契約締結申込みの同意 16
- 種畜証明書の書換交付 18
- 個人の県民税の寄附金税額控除の対象となる法人又は団体の指定についての一部改正 19
- 保安林の指定予定 19

### 公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 20
- 二級建築士又は木造建築士の免許の取消し 20
- 公共測量の終了 21
- 土地改良区の役員の就退任 21
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出 23

## 規 則

富山県麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成25年12月20日

富山県知事 石 井 隆 一

### 富山県規則第48号

富山県麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する規則

富山県麻薬及び向精神薬取締法施行規則（平成2年富山県規則第54号）の一部を次のように改正する。

第8条を第9条とする。

第 7 条中「第 4 条」を「第 5 条」に改め、同条を第 8 条とし、第 4 条から第 6 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 3 条の次に次の 1 条を加える。

(富山県麻薬中毒審査会の組織)

**第 4 条** 法第 58 条の 13 第 1 項の規定により設置される富山県麻薬中毒審査会は、委員 5 人で組織する。

別表中「(第 5 条関係)」を「(第 6 条関係)」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(くすり政策課)

~~~~~  
**告 示**  
~~~~~

#### 富山県告示第 494 号

庁舎等の清掃、設備保守等の役務の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について

県が平成 26 年度において、庁舎等の清掃、各種設備の保守、警備等の役務の提供を受ける契約を一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）により締結する場合における競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の方法、資格の有効期間及び当該期間の更新手続等について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 第 2 項の規定により次のように定め、公表の日から施行する。

平成 25 年 12 月 20 日

富山県知事 石 井 隆 一

#### 第 1 競争入札に参加することができない者

次の各号のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除き、競争入札に参加することができないものとする。

- (1) 成年被後見人、被保佐人、被補助人若しくは未成年者又は破産者で復権を得ないもの（被保佐人、被補助人又は未成年者で、補佐人、補助人又は親権者から契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。）

- (2) 政令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後 2 年を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する
- (3) 競争入札参加資格審査申請書及びその添付書類に虚偽の事項を記載した者で、その事実があった後 2 年を経過しないもの
- (4) 事業に関し許可、認可等を必要とする場合にあっては、これを得ていない者
- (5) 競争入札参加資格審査申請書を提出した日の属する年の前年において事業の実績がない者（競争入札参加資格者から当該事業を承継した者を除く。）

## 第 2 競争入札参加者の資格

競争入札に参加することができる者は、知事が、競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）の審査の申請をした者に係る次に掲げる事項について審査のうえ、業務の種類に応じ、A、B 又は C の等級に格付した者とする。

### 1 経営規模

- (1) 競争入札参加資格の審査の申請をした日の直前の事業年度の決算（申請の日において直前の事業年度の決算が確定していない場合にあっては、その前年の事業年度の決算。以下「直前決算」という。）における自己資本の金額（法人にあっては資本金、準備金、積立金及び繰越金の合計額を、個人にあっては元入金、事業主借及び次期繰越利益の合計額から事業主貸の額を差し引いた額をいう。）
- (2) 直前決算における事業に必要な機械、車両及び工具その他の備品の価額の合計金額
- (3) 競争入札参加資格の審査の申請をした日の属する月の前月の末日における従業員数

### 2 年間平均業務受託額

直前決算及び直前決算の前年の決算の 2 年間の業務受託額により算出した年間平均の業務受託額

### 3 直前決算における経営比率

## (1) 流動比率

流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値に 100 を乗じたもの

## (2) 自己資本固定比率

自己資本の額を固定資産の額で除して得た数値に 100 を乗じたもの

## (3) 総資本純利益率

純利益額を総資本の額で除して得た数値に 100 を乗じたもの

## 4 営業年数

事業を開始した日の属する年から競争入札参加資格の審査の申請をした日の属する年までの年数

## 5 障害者雇用状況

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第 123号）の規定による障害者の雇用の状況

## 6 国際規格 I S O14001又はエコアクション21（環境省が策定したマネジメントシステムをいう。以下同じ）の認証取得状況

国際標準化機構が定めた規格 I S O14001又はエコアクション21の認証取得の有無

## 7 仕事と子育ての両立支援のための雇用環境整備状況

次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第 120号）第12条第 4 項の規定による一般事業主行動計画の届出の有無

## 8 男女共同参画推進事業所の認証取得状況

富山県男女共同参画チーフ・オフィサー設置事業における男女共同参画推進事業所の認証取得の有無

## 9 信用状況

競争入札参加資格の審査の申請をした日前 1 年間における賃金不払、指名停止、営業停止、契約履行及び納税の状況

## 第 3 資格審査の申請方法

1 競争入札参加資格の審査を受けようとする者は、競争入札参加資格審査申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）を知事に提出するものとする。

2 申請書及び第 4(3)の財務諸表は、日本語で作成するものとする。

なお、第 4 の添付書類（財務諸表を除く。）が外国語で記載されている場合は、日本語の訳文を付記し、又は添付するものとする。

- 3 第 4 の添付書類の金額欄については、出納官吏事務規程（昭和 22 年大蔵省令第 95 号）第 16 条に規定する外国貨幣換算率の例により日本国通貨に換算した額を記載するものとする。

- 4 申請書及び第 4 の添付書類を提出する場所は、次のとおりとする。

郵便番号 930-8501 富山市新総曲輪 1 番 7 号 富山県経営管理部管財課  
電話番号 076-444-3171

#### 第 4 申請書の添付書類

申請書には、次の書類を添付するものとする。

- (1) 事業概要書（様式第 2 号）
- (2) 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては市区町村長が交付する身分証明書及び東京法務局が交付する成年後見登記制度における登記されていないことの証明書（申請の日前 6 月以内に交付されたものに限る。）
- (3) 財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書若しくは損失処理計算書又は株主資本等変動計算書及び財産目録）
- (4) 事業経歴書（様式第 3 号）
- (5) 技術者名簿（様式第 4 号）
- (6) 使用印鑑届（様式第 5 号）
- (7) 納税証明書

ア 主たる事務所又は事業所が所在する税務署により賦課された税に係る納税証明書で、申請の日前 6 月以内に交付されたもの

イ 申請の日前に富山県により賦課された税に係る納税証明書で、申請の日前 6 月以内に交付されたもの

- (8) 障害者を雇用している場合にあつては、障害者雇用状況届（様式第 6 号）
- (9) ISO14001 又はエコアクション 2.1 の認証を取得している場合にあつては、ISO 又はエコアクション 2.1 認証取得登録証の写し
- (10) 次世代育成支援対策推進法第 12 条第 4 項の規定により一般事業主行動計画を策定し、及び富山労働局長に届出をした場合にあつては、一般事業主行動

計画策定・変更届（次世代育成支援対策推進法施行規則（平成15年厚生労働省令第 122号）第 2 条に規定する様式第 1 号）の写し

- (11) 富山県から男女共同参画推進事業所として認証を取得している場合にあっては、これを受けていることを証する書類の写し
- (12) 事業に関し許可、認可等を必要とする場合にあっては、これを受けていることを証する書類
- (13) 代理人を定めた場合にあっては、委任状
- (14) 競争入札参加資格者から事業を承継した場合にあっては、当該事実を証する書類の写し

#### 第 5 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、書面により申請者に通知するものとする。

#### 第 6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

- 1 競争入札参加資格の有効期間は、第 2 の規定による格付をされた日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。
- 2 競争入札参加資格の有効期間の更新を受けようとする者は、有効期間が満了する日の 1 月前までに申請書を提出するものとする。

#### 第 7 申請書記載事項の変更の届出

第 2 の規定による格付をされた者は、申請書及び添付書類に記載された事項について変更があったときは、速やかに、その内容を変更届出書（様式第 7 号）により知事に届け出るものとする。

#### 第 8 電子情報処理組織による手続等

- 1 知事は、この告示の規定により書面で行うものとされている申請又は届出を富山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成15年富山県条例第54号）第 3 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用して行わせることができる。この場合においては、当該書面により当該申請又は届出が行われたものとみなす。
- 2 前項の規定による申請又は届出を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合については、富山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年富山県規則第22号）第 3 条の規定の例による。

## 様式第 1 号（第 3 関係）

## 競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

富山県知事

殿

申請者 住所（所在地）

商号又は名称

代表者氏名

印

郵便番号

電話番号

担当者名

富山県が締結する庁舎等の清掃、各種設備の保守、警備等の役務の提供を行う契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を申請します。

なお、庁舎等の清掃、設備保守等の役務の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成25年富山県告示第 494号）第 1（競争入札に参加することができない者）各号に該当しないこと並びにこの申請書及び添付書類の記載事項の全ては、事実と相違ないことを誓約します。

## 記

## 1 提供を希望する主な役務の種類（業務区分）

業務番号	業務名	希望する業務	業務番号	業務名	希望する業務
1	建築物清掃		6	電気設備保守	
2	廃棄物処理		7	通信設備保守	
3	機械警備		8	昇降機設備保守	
4	常駐警備		9	消防設備保守	
5	空調設備保守		10	その他の建築物管理業務	

（注）「希望する業務」欄に○印を記入してください。

## 2 添付書類

- (1) 事業概要書（様式第 2 号）
- (2) 登記事項証明書（法人の場合）又は身分証明書及び成年後見登記制度における登記されていないことの証明書（個人の場合）
- (3) 財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書若しくは損失処理計算書又は株主資本等変動計算書及び財産目録）
- (4) 事業経歴書（様式第 3 号）
- (5) 技術者名簿（様式第 4 号）
- (6) 使用印鑑届（様式第 5 号）
- (7) 納税証明書（国税及び県税）
- (8) 障害者雇用状況届（様式第 6 号）（該当する場合）
- (9) ISO14001又はエコアクション21認証取得登録証の写し（該当する場合）
- (10) 一般事業主行動計画策定・変更届の写し（該当する場合）
- (11) 富山県から男女共同参画推進事業所として認証を受けていることを証する書類の写し（該当する場合）
- (12) 事業に関し許可、認可等を受けていることを証する書類（該当する場合）
- (13) 代理人に関する委任状（該当する場合）
- (14) 競争入札参加資格者から事業を承継した事実を証する書類の写し（該当する場合）
- (15) その他

様式第 2 号 (第 4 関係)

事業概要書

業務区分												
フリガナ						フリガナ						
商号(名称)						代表者氏名						
所在地	本社・本店						TEL					
	営業所・出張所						TEL					
経営規模	法人用						個人用					
	区分	直前決算時	剰余(次損)金処分	計	区分	金額						
	資本金 A				元入金 a							
	準備金 B				事業主借 b							
	積立金 C				事業主貸 c							
繰越金 D				次期繰越利益 d								
合計(A+B+C+D)					計(a+b-c+d)							
機械設備等の額	機械			車両			工具その他の備品			従業員		
	千円			千円			千円			の数	人	
経営比率	流動資産額 E	流動負債額 F	流動比率(E/F)	自己資本額 G	固定資産額 H	報告義務有り	法定雇用率					
			%			報告義務無し	達成・未達成 ( % )					
	自己資本固定比率(G/H)	税引前当期利益 I	総資本額 J	総資本利益率(I/J)			障害者雇用状況	障害者雇用者数				
	%			%								
信用状況	賃金不払	指名停止	営業停止	税の滞納	その他信用失墜行為							
	有・無	有・無	有・無	有・無								
ISO14001又はエコアクション21の認証取得		有・無	一般事業主行動計画策定・変更届			有・無	男女共同参画推進事業所の認証取得	有・無				
事業受託額	NO	区分	直前第 2 年度決算 K	直前第 1 年度決算 L	年間平均実績 (K+L)/2	従業員数	営業年数					
		業務名	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで								
	1	建築物清掃										
	2	廃棄物処理										
	3	機械警備										
	4	常駐警備										
	5	空調設備保守										
	6	電気設備保守										
	7	通信設備保守										
	8	昇降機設備保守										
	9	消防設備保守										
10	その他の建築物管理業務											
	その他業務											
	合計											

備考 金額は千円単位とし、端数は切り捨ててください。





## 様式第 4 号 (第 4 関係)

## 技術者名簿

## 1 従業員数一覧表

業務区分 ( )

	名称及び代表者	所在地 (管轄する区域)	従業員数
	富 山 県 内 の 本 ・ 支 店 営 業 所 等		
その他の本・支店、営業所等			
計			

## 備考

- 「業務区分」ごとに作成し、複数の業務に従事する者については、主たる業務の区分に計上し、重複して計上しないでください。
- 「その他の本・支店、営業所等」の従業員数の欄には、県外勤務者等で富山県が発注する業務に従事することができない従業員数をまとめて記入してください。
- 「計」の「従業員数」は、事業概要書の業務区分ごとの「従業員数」と一致させてください。



## 3 富山県内の有資格技術者一覧表

業務区分（ ）

氏名	法令による資格等			経験年数
	名称	取得年月日	有効年月日	

## 備考

- 「2 有資格技術者数一覧表」の「うち富山県内技術者数」に計上した技術者全員について記入してください。
- 「経験年数」の欄には、途中、資格等が失効し、又は取り消された期間がある場合は、該当期間を差し引いた年数を記入してください。

様式第 5 号 (第 4 関係)

使用印鑑届

使用印鑑	
法人使用印	代表者印

上記の印鑑は、貴殿に提出する入札書、見積書、契約書、請書、受領書等に  
使用しますので届け出ます。

年 月 日

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

富山県知事

殿

## 様式第 6 号（第 4 関係）

## 障害者雇用状況届

年 月 日

富山県知事 殿

届出者 住所（本店の所在地）  
 商号又は名称  
 代表者氏名  
 担当者名  
 担当者電話番号  
 F A X 番号

印

障害者の雇用の状況について、次のとおり届け出ます。

なお、この届出及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

雇用 状 況	A 事業所区分（富山県内、県外）	合計	富山県内	県外
	B 常用雇用労働者の数（短時間労働者を除く）	人	人	人
	C 短時間労働者の数	人	人	人
	D 常用雇用労働者の数（ $B + C \times 0.5$ ）	人	人	人
	E 除外率	%	%	%
	F 法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数 ( $D - D \times E / 100$ )	人	人	人
	G 常用雇用の身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数			
	ア 重度身体障害者の数	人	人	人
	イ ア以外の身体障害者の数	人	人	人
	ウ 重度身体障害者である短時間労働者の数	人	人	人
	エ ウ以外の身体障害者である短時間労働者の数	人	人	人
	オ 身体障害者の数（ $ア \times 2 + イ + ウ + エ \times 0.5$ ）	人	人	人
	カ 重度知的障害者の数	人	人	人
	キ カ以外の知的障害者の数	人	人	人
	ク 重度知的障害者である短時間労働者の数	人	人	人
	ケ ク以外の知的障害者である短時間労働者の数	人	人	人
	コ 知的障害者の数（ $カ \times 2 + キ + ク + ケ \times 0.5$ ）	人	人	人
	サ 精神障害者の数	人	人	人
	シ 精神障害者である短時間労働者の数	人	人	人
ス 精神障害者の数（ $サ + シ \times 0.5$ ）	人	人	人	
H 計（ $オ + コ + ス$ ）	人	人	人	
I 実雇用率（ $H / F \times 100$ ）	%	%	%	

様式第 7 号（第 7 関係）

変更届出書

年 月 日

富山県知事 殿

届出者 住所（所在地）  
商号又は名称  
代表者氏名 印  
郵便番号  
電話番号  
担当者名

競争入札参加資格審査申請書の届出事項に、次のとおり変更があったので届け出ます。

変更事項	変更前	変更後	変更年月日

## 富山県告示第495号

特定第2号漁業者に係る共済契約締結申込みの同意について

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号。以下「法」という。）第108条第5項において準用する法第105条の2第3項の規定による届出があった次の共済契約の締結の申込みに係る特定第2号漁業者の同意については、法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第5項において準用する法第105条の2第4項の規定により公示する。

平成25年12月20日

富山県知事 石 井 隆 一

法第105条第1項第2号口の規定により定める区域及び区分		発 起 人	届出年月日
区 域	区 分		
漁業災害補償法の規定による一定の水域又は区域について（昭和49年富山県告示第1147号。以下「告示」という。）の2の表の滑川区域〔滑川漁業協同組合の地区〕	ぶり定置漁業又はほたるいか定置漁業	滑川秋網定置漁業組合 組合長 萩原 金吉 滑川春網定置漁業組合 組合長 萩原 金吉	平成25年11月20日
	主として刺網を使用して営む漁業	蛭川 久男 高緑 豊吉	平成25年11月20日
告示の2の表の富山区域 （とやま市漁業協同組合の地区のうち旧富山市（平成17年3月31日における富山市をいう。以下同じ。）一円及び射水市本江の区域）	ぶり定置漁業	深曳漁業生産組合 組合長理事 松任 忠敏 大門漁業有限会社 代表取締役 門島 波留廣	平成25年11月20日
	ほたるいか定置漁業	深曳漁業生産組合 組合長理事 松任 忠敏 水橋漁民合同組合 組合長 小池 冬実	平成25年11月20日
	いわし定置漁業	大垣漁業有限会社 代表取締役	平成25年11月20日



		蛭谷 正俊 大門漁業有限会社 代表取締役 門島 波留廣	
	小型定置漁業	罷り出し網有限会 社 代表取締役 浦上 一雄 東和合網有限会社 代表取締役 草島 勝	平成25年11月20日
	富山市岩瀬の区域に住 所を有する者が主とし て底びき網を使用して 営む漁業	有限会社アマタニ 代表取締役 網谷 繁彦 網谷 一吉	平成25年11月20日
	法第 104条第 2 号に掲 げる漁業のうち、旧富 山市一円（水橋町、浜 黒崎、日方江及び岩瀬 を除く。）又は射水市 本江の区域に住所を有 する者が営む告示の 2 の表の富山区域の項の (1)から(4)までに掲げる 漁業以外の漁業	浦上 秀雄 矢後 義雄	平成25年11月20日
告示の 2 の表の新湊 区域  （新湊漁業協同組 合の地区のうち 旧新湊市（平成 17年10月31日に おける新湊市を いう。以下同じ。） 一円（本江を除 く。）及び旧高 岡市（同日にお ける高岡市をい	旧新湊市一円（本江を 除く。）又は高岡市牧 野の区域に住所を有す る者が営むぶり定置漁 業	尾山水産有限会社 代表取締役 尾山 一雄 大神楽漁業有限会 社 代表取締役 角谷 和三	平成25年12月 6 日
	旧新湊市一円（本江を 除く。）又は高岡市牧 野の区域に住所を有す る者が営むいわし定置 漁業	瀬中網漁業有限会 社 代表取締役 尾山 春枝 共和水産株式会社 代表取締役 板倉 昭則	平成25年12月 6 日

う。)一円(太田及び渋谷を除く。)の区域	旧新湊市一円(本江、海老江及び堀岡を除く。)又は高岡市牧野の区域に住所を有する者が主として底びき網を使用して営む漁業	大浜 信之 高井 光二	平成25年12月6日
----------------------	--	----------------	------------

### 富山県告示第496号

種畜証明書の書換交付について

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第8条第1項の規定により、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を書換交付した旨の通報があったので、同条第2項の規定により次のとおり公示する。

平成25年12月20日

富山県知事 石 井 隆 一

種畜証明書番号	変更事由	変更後	変更前
11199003674	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	富山県黒部市三日市 725番地 黒部市	富山県黒部市宇奈月町 栞屋宇広谷4番地 社団法人新川畜産公社

### 富山県告示第497号

個人の県民税の寄附金税額控除の対象となる法人又は団体の指定についての一部改正について

個人の県民税の寄附金税額控除の対象となる法人又は団体の指定について(平成24年富山県告示第220号)の一部を次のように改正する。

平成25年12月20日

富山県知事 石 井 隆 一

「東京都杉並区和泉三丁目6番12号」を「東京都杉並区和泉二丁目17番5号」に改める。

**富山県告示第498号**

保安林の指定予定について

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第 249号）第30条の規定により告示する。

平成25年12月20日

富山県知事 石 井 隆 一

**1 保安林予定森林の所在場所**

富山県南砺市下出字牛首60から62まで、123から 205まで、207、宇東俣6・31（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、37から56まで、58、59（次の図に示す部分に限る。）

**2 指定の目的**

水源の<sup>かん</sup>涵養

**3 指定施業要件****(1) 立木の伐採の方法**

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

**(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種**

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を富山県農林水産部森林政策課及び南砺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

**特定非営利活動法人の定款変更認証の申請**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定による特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年12月20日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 申請のあった年月日  
平成25年12月11日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人富山湾を愛する会
- 3 代表者の氏名  
高見 貞徳
- 4 主たる事務所の所在地  
富山県富山市上野新町5番4号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、身近な海域の藻場の造成および実践活動から得られる海洋関連諸情報を広く富山県民に提供するとともに、海洋資源及び公共施設の活用さらに富山湾の環境保全に寄与することを目的とする。

## 二級建築士又は木造建築士の免許の取消しについて

建築士法（昭和25年法律第 202号）第 9 条第 1 項の規定により次のとおり二級建築士又は木造建築士の免許を取り消したので、同条第 2 項の規定により公告する。

平成25年12月20日

富山県知事 石 井 隆 一

免許の取消しをした年月日	免許の取消しを受けた建築士の氏名	二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	免許の取消しの理由
平成25年11月21日	井川 しのぶ	二級建築士	9453	死亡

## 公共測量の終了

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、北陸地方整備局伏木富山港湾事務所長から次のとおり公共測量を終了し

た旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公示する。

平成25年12月20日

富山県知事 石 井 隆 一

1 作業種類

3 級基準点測量、3 級水準測量

2 作業期間

平成25年10月 7 日から平成25年11月29日まで

3 作業地域

富山市東岩瀬町地先（伏木富山港（富山地区））

### 土地改良区の役員の退任

城端土地改良区の役員であった次の者が平成23年 3 月 31 日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成25年12月20日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名	氏 名	住 所
理 事	岩 田 忠 正	南砺市野田 180番地
同	西 井 文 吉	同 鍛冶 193番地
同	高 桑 壽 一	同 大鋸屋 418番地
同	上 田 勝 治	同 北野 1745番地
同	山 下 豊 作	同 是安 4773番地 2
同	澤 田 恵 昭	同 林道 428番地
同	谷 口 幸 吉	同 瀬戸 593番地
同	松 本 久 介	同 大鋸屋 51番地
監 事	橋 場 光 昭	同 細野 225番地
同	石 橋 秀 信	同 金戸 275番地

## 土地改良区の役員の就任

城端土地改良区の役員に次の者が平成23年4月1日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成25年12月20日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名	氏 名	住 所
理 事	岩 田 忠 正	南砺市野田 180番地
同	橋 場 光 昭	同 細野 225番地
同	山 田 武 志	同 徳成 538番地
同	長 尾 益 勇	同 蓑谷 651番地
同	大 浦 正 光	同 上原 100番地
同	谷 口 孝 吉	同 瀬戸 593番地
同	中 西 伸 一	同 北野 2171番地
同	今 井 隆	同 大鋸屋 3番地
同	西 井 文 吉	同 鍛冶 193番地
同	石 橋 友 吉	同 金戸 328番地
同	山 下 嶽 一	同 是安 1445番地
同	長谷川 範 明	同 北野 658番地
同	中 嶋 愛 明	同 理休 340番地
同	中 井 栄 信	同 千福 215番地
同	中 川 友 之	同 大窪 115番地
同	高 田 良太郎	同 林道 196番地
監 事	西 川 武 志	同 信末 165番地
同	前 田 康 久	同 西明 285番地
同	山 田 範 夫	同 利波河 370番地
同	小 川 孝太郎	同 北野 1356番地

**大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成25年12月20日

富山県知事 石 井 隆 一

**1 店舗の名称及び所在地**

ホームセンタームサン砺波店 砺波市宮丸 165番 1 ほか

**2 店舗を設置する者 有限会社向陽 ほか 1****3 変更事項****(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計**

（変更前） 3,100㎡

（変更後） 7,284㎡

**(2) 駐車場の位置及び収容台数**

（変更前） 既存棟北東側 109台

（変更後） 既存棟北東側ほか 156台

**(3) 駐輪場の位置及び収容台数**

（変更前） 既存棟東側 6台

（変更後） 既存棟東側 10台

**(4) 荷さばき施設の位置及び面積**

（変更前） 既存棟南側 96㎡

（変更後） 既存棟南側ほか 192㎡

**(5) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量**

（変更前） 既存棟南側 9㎡

（変更後） 既存棟南側ほか 31.11㎡

**(6) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻**

（変更前） 午前9時30分及び午後7時30分

（変更後） 午前7時及び午後9時

(7) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 9 時～午後 8 時

(変更後) 午前 6 時30分～午後 9 時30分

4 変更の日 平成26年 6 月15日

5 上記 3 の変更に係るもの以外の事項

(1) 店舗において小売業を行う者 アークランドサカモト株式会社

(2) 店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 2箇所 南東側ほか

イ 荷さばきを行うことができる時間帯 午前 9 時～午後 4 時

6 届出の日 平成25年12月 9 日

7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

8 縦覧期間 平成25年12月20日から平成26年 4 月21日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第 8 条第 2 項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

(1)氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名） (2)(1)の事項の公表の可否 (3)当該店舗の名称及び所在地 (4)意見及びその理由